

使用料体系の検討

使用料体系の検討において、本市として経費回収率 100%を達成・維持するため、一般会計から「分流式下水道経費繰入金」を繰り入れた、使用料改定率を「20%～21%改定」を仮定した場合の基本使用料や従量使用料の体系について検討いたします。

単に一律、比率を上げる（均等改定）のではなく、大口水量の減少傾向に伴う「収入の安定化」や「利用者の公平性」を担保するため、どのような体系パターンが適切であるか、参考を含めて、5つのパターンから比較検討を行います。

使用料体系パターン比較の視点

大口利用が減少する本市において、使われる水量（有収水量）に左右されずに安定的な収入を確保するためには、次の２つの視点による整理が必要となります。

(1)基本使用料と従量使用料の負担関係の整理

水量が減少しても、毎月必ず発生する施設の維持管理費用（固定費）を確実に確保するため、基本使用料部分の割合を引き上げる検討を行います。

(2)従量使用料の中での負担関係の整理

大口利用者の負担を過大なものにならないために「基本水量」を引き下げや、一般家庭の主要な利用帯（ボリュームゾーン）に対する急激な負担増に配慮した「使用料区分」のあり方について検討を行います。

使用料体系パターン比較の視点

大口利用が減少する本市において、使われる水量（有収水量）に左右されずに安定的な収入を確保するためには、次の２つの視点による整理が必要となります。

(1)基本使用料と従量使用料の負担関係の整理

水量が減少しても、毎月必ず発生する施設の維持管理費用（固定費）を確実に確保するため、基本使用料部分の割合を引き上げる検討を行います。

(2)従量使用料の中での負担関係の整理

大口利用者の負担を過大なものにならないために「基本水量」を引き下げや、一般家庭の主要な利用帯（ボリュームゾーン）に対する急激な負担増に配慮した「使用料区分」のあり方について検討を行います。

使用料体系パターン比較の視点

大口利用が減少する本市において、使われる水量（有収水量）に左右されずに安定的な収入を確保するためには、次の２つの視点による整理が必要となります。

(1)基本使用料と従量使用料の負担関係の整理

水量が減少しても、毎月必ず発生する施設の維持管理費用（固定費）を確実に確保するため、基本使用料部分の割合を引き上げる検討を行います。

(2)従量使用料の中での負担関係の整理

大口利用者の負担を過大なものにならないために「基本水量」を引き下げや、一般家庭の主要な利用帯（ボリュームゾーン）に対する急激な負担増に配慮した「使用料区分」のあり方について検討を行います。

使用料体系パターン比較の視点

大口利用が減少する本市において、使われる水量（有収水量）に左右されずに安定的な収入を確保するためには、次の２つの視点による整理が必要となります。

(1)基本使用料と従量使用料の負担関係の整理

水量が減少しても、毎月必ず発生する施設の維持管理費用（固定費）を確実に確保するため、基本使用料部分の割合を引き上げる検討を行います。

(2)従量使用料の中での負担関係の整理

大口利用者の負担を過大なものにならないために「基本水量」を引き下げや、一般家庭の主要な利用帯（ボリュームゾーン）に対する急激な負担増に配慮した「使用料区分」のあり方について検討を行います。

使用料体系パターン比較の視点

大口利用が減少する本市において、使われる水量（有収水量）に左右されずに安定的な収入を確保するためには、次の２つの視点による整理が必要となります。

(1)基本使用料と従量使用料の負担関係の整理

水量が減少しても、毎月必ず発生する施設の維持管理費用（固定費）を確実に確保するため、基本使用料部分の割合を引き上げる検討を行います。

(2)従量使用料の中での負担関係の整理

大口利用者の負担を過大なものにならないために「基本水量」を引き下げや、一般家庭の主要な利用帯（ボリュームゾーン）に対する急激な負担増に配慮した「使用料区分」のあり方について検討を行います。

使用料体系パターン比較の視点

大口利用が減少する本市において、使われる水量（有収水量）に左右されずに安定的な収入を確保するためには、次の２つの視点による整理が必要となります。

(1)基本使用料と従量使用料の負担関係の整理

水量が減少しても、毎月必ず発生する施設の維持管理費用（固定費）を確実に確保するため、基本使用料部分の割合を引き上げる検討を行います。

(2)従量使用料の中での負担関係の整理

大口利用者の負担を過大なものにならないために「基本水量」を引き下げや、一般家庭の主要な利用帯（ボリュームゾーン）に対する急激な負担増に配慮した「使用料区分」のあり方について検討を行います。

検討対象とする4つの使用料体系パターン

(1)【改定案①】均等改定(一律 20～21%引上げ)案

現行の使用料体系は変えず、一律に 20～21%を上乗せする改定方法です。

水量の増減に左右されやすい「従量使用料」への依存度が変わらないため、今後の人口減少や節水型社会の進展によって有収水量が想定以上に減少した場合、必要な原価を回収しきれず再び財政が悪化するリスクを残します。

(1)【改定案①】均等改定(一律 20～21%引上げ)案

現行の使用料体系は変えず、一律に 20～21%を上乗せする改定方法です。

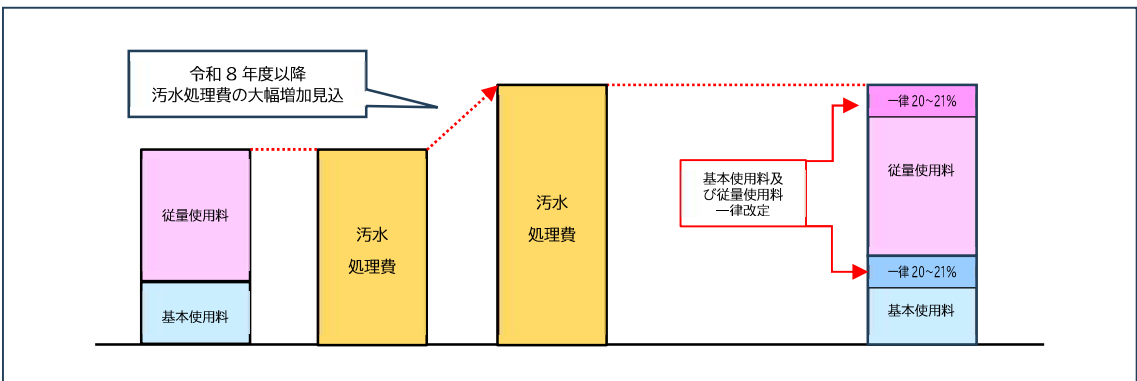
水量の増減に左右されやすい「従量使用料」への依存度が変わらないため、今後の人口減少や節水型社会の進展によって有収水量が想定以上に減少した場合、必要な原価を回収しきれず再び財政が悪化するリスクを残します。

(1)【改定案①】均等改定(一律 20～21%引上げ)案

現行の使用料体系は変えず、一律に 20～21%を上乗せする改定方法です。

水量の増減に左右されやすい「従量使用料」への依存度が変わらないため、今後の人口減少や節水型社会の進展によって有収水量が想定以上に減少した場合、必要な原価を回収しきれず再び財政が悪化するリスクを残します。

図表 1 改定案① イメージ図

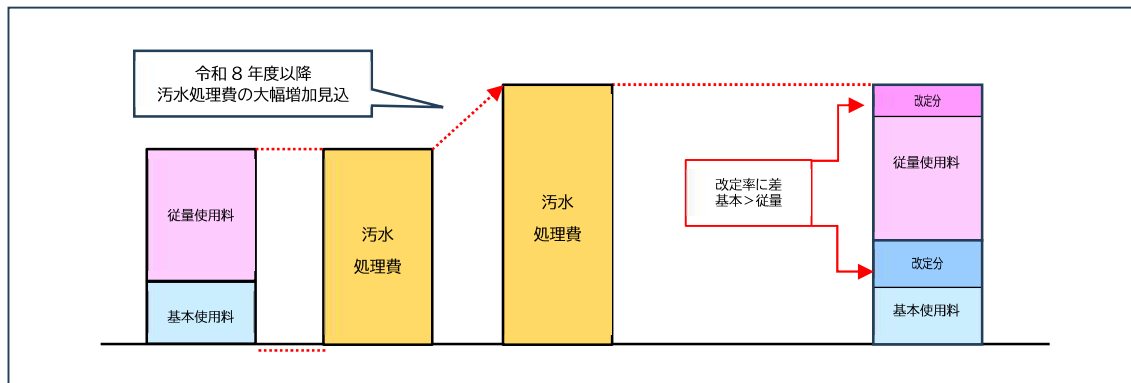


(2)【改定案②】基本使用料比率、引き上げ案

現行の使用料体系は変えず、基本使用料の配分比率を増やしたものです。

水量減少（有収水量の減少）しても基本使用料で財源を確実に確保できるため、財政悪化のリスクが抑えられます。

図表 2 改定案② イメージ図

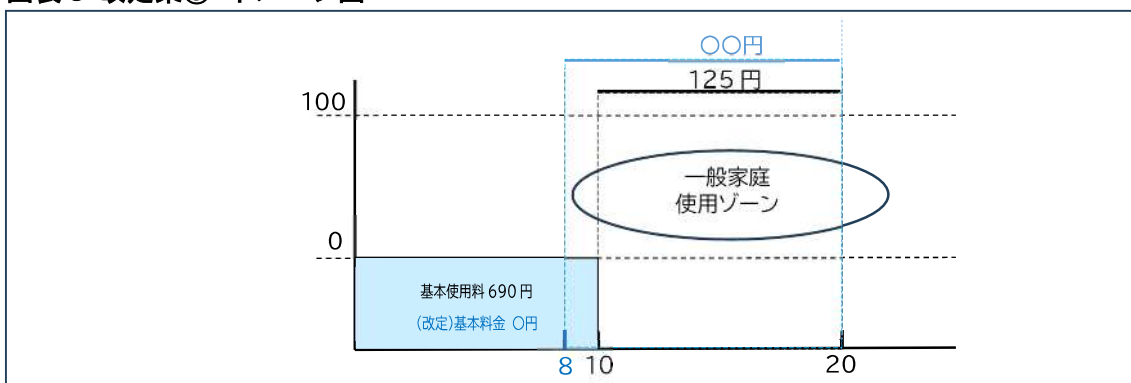


(3)【改定案③】基本水量引き下げ案

基本使用料の配分比率を増やし、さらに現行の「基本水量 10 m³」を「基本水量 8 m³」に引き下げ、従量使用料区分を「9～20 m³」に拡大する方法です。

近年の他自治体における改定事例や水道料金算定要領等において求められる「基本水量の解消・引き下げ」に沿った考え方です。一方で、これまで 8～10 m³の間を利用されていた世帯が、改定によって、その 2 m³分が新たに従量料金へ切り替わるため、1 か月 10 m³前後の利用者層への影響が大きくなることとなります。

図表 3 改定案③ イメージ図

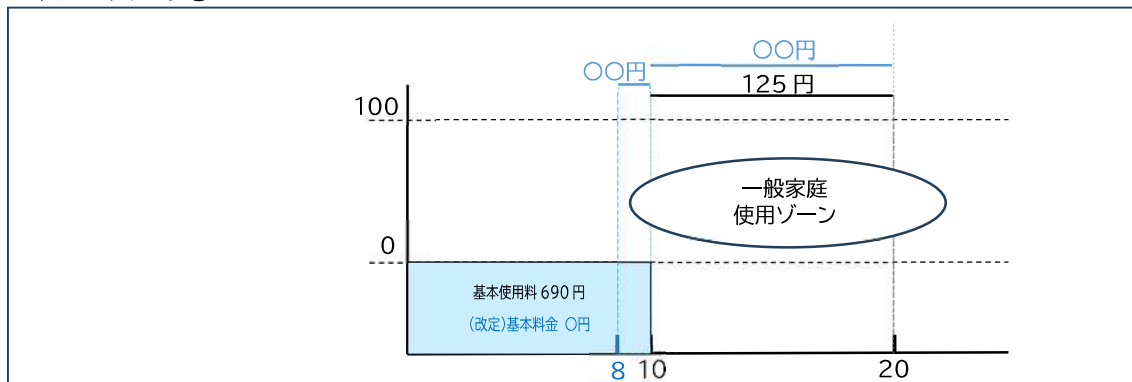


(4)【改定案④】区分新設案

基本使用料の配分比率を引き上げ、さらに現行の「基本水量 10 m³」を「基本水量 8 m³」に引き下げたうえで、「9～10 m³」区分の従量使用料区分を新設する方法です。

「9～10 m³」区分の従量使用料区分を低額（町田市的事例：基本水量を廃止し、今まで基本水量だった部分について 1 m³あたり 30 円と低額に設定）に抑えることで、使用量の少ない家庭に対する急激な負担増を抑えられます。

図表 4 改定案④ イメージ図



(5)(参考)その他のシミュレーション

(4) の急激な負担増を抑制する手法のほか、使用水量の多少に応じた世帯間の負担の公平性も考慮しながら、それ以外の方法についても検討します。

図表 5 改定案別 使用料表

単位:円/1か月(税抜き)

種類		排水量	現行	改定案①	改定案②	改定案③	改定案④
基準改定率		-	-	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
一般用 (円)	基本使用料	-	690	828	849	849	849
	従量使用料 1㎡につき	8㎡を超え 10㎡まで	0	0	0	113	30
		10㎡を超え 20㎡まで	125	150	148	113	138
		20㎡を超え 50㎡まで	162	195	192	191	191
		50㎡を超え 100㎡まで	210	252	248	248	248
		100㎡を超え 200㎡まで	241	290	285	284	284
		200㎡を超え 500㎡まで	290	348	343	342	342
		500㎡を超え 1000㎡まで	324	389	383	382	382
		1000㎡を 超える分	363	436	429	428	428
浴場用 (円)	基本使用料	-	280	336	336	336	336
	従量使用料 1㎡につき	基本水量を超え る分	27	33	33	33	33

図表 6 改定案別 早見表（一般用）

単位:円/1か月(税抜き)

排水量(m ³)	現行	改定案①		改定案②		改定案③		改定案④	
		改定後	差額	改定後	差額	改定後	差額	改定後	差額
0	690	828	138	849	159	849	159	849	159
8	690	828	138	849	159	849	159	849	159
10	690	828	138	849	159	1,075	385	909	219
20	1,940	2,328	388	2,329	389	2,205	265	2,289	349
30	3,560	4,278	718	4,249	689	4,115	555	4,199	639
50	6,800	8,178	1,378	8,089	1,289	7,935	1,135	8,019	1,219
100	17,300	20,778	3,478	20,489	3,189	20,335	3,035	20,419	3,119
200	41,400	49,778	8,378	48,989	7,589	48,735	7,335	48,819	7,419
500	128,400	154,178	25,778	151,889	23,489	151,335	22,935	151,419	23,019
1000	290,400	348,678	58,278	343,389	52,989	342,335	51,935	342,419	52,019

【検討事項:使用料体系パターン比較】

(1)基本使用料の比率を高めるべきか（改定案①と②の検討）

基本使用料部分の負担を高めることができれば、水量が減っても毎月必ず発生する施設の維持管理費用として財源を安定的に確保することができます。

一方で、使用量の低い家庭の負担は増大するため、基本使用料部分の負担をどこまで高めるべきか検討が必要です。

(2)基本水量は引き下げるべきか（改定案③と④の検討）

現在の使用料体系は基本水量の設定により、実質的に 0～10 m³の従量使用料を 0 円にしていると言い換えることもできます。そのため、10 m³以下に収まる世帯間や、多量使用者世帯との間で 1 m³あたりの金額差が大きくなっています。

一方で、基本水量を引き下げると使用料の少ない世帯の負担は増大するため、急激な変動を抑えるための緩和措置として、低額の従量使用料区分を設けることも考えられます。基本水量の引き下げによって、これら金額の差を漸進的に解消していくことが適当か、また、引き下げる場合の緩和措置はどうあるべきか検討が必要です。